

## 第3回教育委員会会議

1 日時 平成31年2月5日 火曜日 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 教育長職務代理者

森末 尚孝 委員

平井 正朗 委員

内藤 和彦 教育次長

林田 潔 都島区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

山崎真由美 総務課長代理

大西 啓嗣 首席指導主事

松田 淳至 教職員人事担当課長

栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理

富山富士子 首席指導主事

井上 省三 教務部長

玉置 信行 教職員制度担当課長

松浦 令 教職員給与・厚生担当課長

田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理

川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 議案第11号 | 市会提出予定案件（その8）                |
| 議案第12号 | 市会提出予定案件（その9）                |
| 議案第13号 | 市立校園児童生徒表彰について               |
| 協議題第3号 | 全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その8） |
| 議案第14号 | 職員の人事について                    |

なお、議案第11号から第13号及び協議題第3号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第14号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第11号「市会提出予定案件その8」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回の補正予算は、歳入が123億8,432万2,000円の増額、歳出が人件費、物件費を合わせて、102億7,150万1,000円の増額を計上している。

内容の1つ目は、執行状況に応じた人件費の減額補正であり、退職に伴う人員の減少や育児休業の取得、病気休職に伴う支給減に係る不用額によるもので、総じて26億263万2,000円を減額する。

2つ目は、執行状況に応じた物件費の補正であり、学校教育ICT活用事業の校内LAN再構築工事に係る契約額が予定価格より低くなったことによる減など、現時点でほぼ確実に不用が見込まれるものについて、9億1,576万6,000円を減額する。

3つ目は、国の補正予算を活用した事業費の補正であり、老朽鉄筋校舎改築事業など、国の補助金を受け、新たに実施するもので、総じて137億8,989万9,000円を増額する。

また、繰越明許費補正として、国の補正を活用した老朽鉄筋校舎改築事業などは、学校の夏休みなどの長期休業中に行う必要があることや、学校のブロック塀の改修で、年度内

に工事の完了が困難なものが発生していることから、合わせて145億9,789万9,000円を繰越明許費として計上し、来年度に執行する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第12号「市会提出予定案件その9」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

運営方針案については、大阪市教育振興基本計画に掲げた施策や取り組みの進捗確認を行うという観点から、計画の方向性や進捗状況を踏まえ作成している。

様式1は、大阪市教育振興基本計画に定められた方向性を踏まえ、局の目標や局の使命、局運営の基本的な考え方、重点的に取り組む主な経営課題、市政改革プラン2.0に基づく取り組みなどを示している。

様式2は、教育振興基本計画において掲げた8つの重点的に取り組むべき施策を踏まえ、子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現、心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上、施策を実現するための仕組みの推進の3つの経営課題におき、それぞれの戦略のもとに計画された安心できる学校づくりなどの32の具体的取り組みを示している。

様式の3は、市政改革プラン2.0の考え方に沿った取り組みを4点示している。

2月14日に大阪市のホームページに公表するとともに、様式1は、市政改革室に提出し、市会に上程する。

教育委員会関係の平成31年度当初予算案の内容は、昨年11月の教育委員会会議で報告した状況から一部の変更点を除き、同じ内容である。

主な変更点は生野区西部地域の学校再編の推進についてであり、予算要求の段階では、田島中学校区の校舎整備に係る予算を計上していたが、この間の地域、地元の調整の結果、来年度の事業の着手を1年見送ることにしたため、予算額は299万円としている。

今後、2月14日の市会運営委員会で、市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表される。その後、予算委員会での審議を経て、3月13日の市会本会議で議決されるよう進める。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 中学校給食事業ですが、就学援助の全額支給の予算額はどの程度ですか。

【多田総務部長】 現行は2分の1補助で、およそ3億円ですので、全額実施になった場合には、6億円を毎年要することになります。

【森末委員】 スクールロイヤー事業の予算が1,300万円ですが、これはどういう支払いの仕方ですか。

【多田総務部長】 報奨金という形でお支払いする予定で、時間単価で7,100円です。直接対応の場合につきましては、時間単価で1万1,400円でございます。

【森末委員】 何人ぐらいの体制ですか。

【多田総務部長】 市内を8ブロックに分けて、ブロックごとに1名の先生についていただいて、スーパーバイザーとして、別にもう1人、合計9名の体制の予定です。

【森末委員】 この金額ではボランティア的にやっているといます。いざほんとうにちゃんと仕事してもらおうと思うと、もう少し要るのかなという気がします。今はほんとうに頑張ってもらっているのですが、それが続くかどうかというのはお金のことになりまして、それである程度経験のある人がやってもらうには、この金額では正直全然足りないもので、ここは増やして教員の人の経験とか、学校の運営の安定とかいうことはすごく大事なことになるので、金額的にもこのオーダーですと、増やしてもそこまで極端に多くならないので、ちょっとご検討いただいたらと思います。そのほうが、結局効果が大きいかもしれないと思います。

【異委員】 スクールサポートスタッフの配置事業は、新規の事業だと思うのですが、この予算で大体何%の学校にこの人たちが配置できるのですか。また、配置する基準はどのようなものですか。

【多田総務部長】 新年度は、小学校で50校、中学校で20校をまず対象に始めたいと思います。基準としましては、学級数で小学校の場合、20学級から26学級、学年で3クラスから4クラスぐらいが標準になるかと思います。中学校の場合は、15学級から20学級ですので、中規模、少し大きい学校になるかと思いますが、そういう学校を対象に、事務職員が現行1名の学校に対しまして、試行ということです。試行の後に、効果ですとか、体制も含めた検証が必要かと考えています。

【異委員】 今のところ考えられているのは、毎日ではないのですか。

【多田総務部長】 週30時間勤務を予定していますので、週5日で1日6時間です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第13号「市立校園児童生徒表彰について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この表彰は、大阪市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育委員会の連名で行うものである。毎年11月に教職員の表彰とあわせて実施しているが、大会の開催時期の都合上、11月の表彰の審査に載らなかった分について、毎年2月に表彰を行っている。各校園長から推薦された者のうちから、項目ごとに基準に照らし審査した結果、「他に賞賛され、または他の模範とするに足る行為があったもの」として、44名を表彰する。内訳は、スポーツ活動が38名、文化活動が6名である。表彰式は、2月22日に東成区民センターで開催する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第3号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その8）」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

現行の表彰制度は、大阪市職員表彰規則及び大阪市教職員教育委員会表彰規則に基づいて実施している市立校園職員児童生徒表彰で、教職員は毎年11月に表彰を実施している。すぐれた功績を上げた教職員に対する表彰である職務精励、教育実践功績、調査研究に係る表彰は、平成30年度では各1件ずつ、合計3件である。

総合教育会議における新たな提案を受け、教育現場において努力を続ける教職員などの功績に報いるとともに、教職員全体の意欲の高揚や、学校の活性化につながるような制度となるよう、表彰対象や成果の反映方法、選考基準などについて、詳細な検討が必要であると考えている。

大西首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

今後、各教員の向上度というような指標の分析データ収集を進めていく。

一方で、校長の評価に反映することとしている運営に関する計画も、全市共通目標の内容の検討が急がれると認識しており、現行のものは9項目になっているが、学力向上指標は、経年調査、チャレンジテストにおける標準化得点の向上度をベースに検討していき

いと考えている。

標準化得点は、いわゆる偏差値の考え方であり、集団の中での相対的な位置をあらわすという面では優れているが、全体が向上する場合や散らばり具合が変わる場合などの影響により、向上していても数値の向上度としてあらわれてこない場合があるといった課題があるため、今後、統計の専門家も交え、学校や子どもたちの向上度を図る指標としてどのような指標が公正でふさわしいかということについて、来年度の試行実施に向けて検討を進める。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 市長表彰は規則上一般職員も含めた本市全体の職員が対象です。今回は教員にスポットを当てて表彰するというので、それ自体は構いませんが、どのように打ち出しをするのですか。教員に対して特に表彰を多くする基準を作るのか、運用でそうするのか、それによってリーガルチェックの結果もかわってくると思います。

**【山本教育長】** 市長自身はどこかの記者会見の場面で、教職員のグループになぜ必要なのかということも含めて、やる趣旨と、素案をまとめるスケジュール感を発表したいという気持ちはお持ちです。今のところ、そこまで細かくは詰めていませんが、市長もまずは自身の考え方として、こういう理由で教職員だけを対象にした表彰制度の拡充再編をやるということと、昇給の権限は市長ですので、その中でほんとうに限られた者だけを選んで昇給もやりたいということを発表し、その案づくりを夏ぐらいまでに教育委員会にお願いしたいというところです。

**【森末委員】** 具体的にやるとなると、この表彰規則を使うのか、特別規則をつくるのかという問題もあります。その辺はこれからということですが、方向性は構わないと思います。

**【林委員】** 総合教育会議の最後のところで、学力に特化して表彰するのか、そうではなくて幅広く全ての功績において評価をするのかという話になりましたが、私の意見としては、学力に特化するのではなく、全ての功績に対して特段頑張った方に対して、誰もが認める非常に頑張っているというところに対して表彰をしていくという方向性のほうがよいのではないかと思います。

**【山本教育長】** 市長の本意は、学力以外のことにも視野を持ってやってもらえる表彰制度を確立してもらいたいというふうに、確認はしておりますので、ご異論がなければそ

ういう方向で進めさせていただきます。

【森末委員】 私もそちらのほうが良いと思います。

【平井委員】 大阪市教育振興基本計画に基づいて、各学校がスクールカラーを出して様々な努力をされていて、その中で学校評価というデータに基づいてうまくいっている学校については校長を評価し、その校長から見た校内の優秀な教職員に対しては、さらに教育委員会のほうで最終的に人を絞って評価するといった流れのほうがきれいなのかなと思います。

気になるのは、給与とか報奨金という部分だけが先に出てしまうと、表現の仕方に違和感をもたれる方が出ると思いますので、結果はそうだとしても、そういう言い方をするのではなくて、振興計画、学校のカラー、そして学校の中でも優秀な教員というふうなほうが、聞いていていいのではないかと思います。

【山本教育長】 市長自身が委員の先生方と意見のすり合わせしたいとおっしゃってましたので、今のご意見も織り込んだ形で、一度事務局でも整理もさせていただいて、またご相談させていただきたいと思います。

議案第14号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、東住吉区の中学校教諭及び同校の校長の2名で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、暴力行為を行った当該教諭は減給6月、当該校長は管理監督責任として戒告とする。

当該教諭は、平成30年12月2日、同校の男子バレーボール部員である関係生徒A及び関係生徒Bに対し、それぞれ練習中の指示に従わなかったことから、突き飛ばす、胸倉を掴んで押さえつける、揺さぶるといような暴力行為を行った。

事案発生翌日の12月3日に、暴力行為を受けた関係生徒らから、当該校長に訴えがあったことから、事案が発覚した。

当該教諭の処分量定は、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づき、「傷害がなく、非違行為のない児童生徒に対する行為が複数回の場合」として減給3月に該当するところ、当該教諭は過去に体罰・暴力行為等による校長指導や行政措置を受けていることから、共通の加重基準によりプラス1として減給6月とする。

また、当該校長が同校に勤務して以来、本件事案が発生するまでの間、同校では生徒へ

の体罰・暴力行為により、2名の教員が懲戒処分を受けており、うち1件の処分発令から1カ月も経たないうちに本件事案が発生したことなどを鑑みると、当該校長が部下教職員に対して管理監督者として適切な指導、監督を怠ったということは否めないことから、当該校長の処分量定としては、過去の同種の事案及び当該教諭の処分量定とのバランスを考慮して、戒告が相当である。処分発令は2月6日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** この案件はこれで良いと思います。4月から、スポーツ庁の指導が入って、公立、私学ともに、ホームページ上で、各学校のクラブの活動方針をアップすることが決まっています。また、各クラブの年間指導計画を各校できっちりと管理し、これはホームページ上で公表してもいいし、しなくてもいい、というふうになっています。現状の現場を考えたときに、部活動巡視が日々行われるかというとなかなか厳しい部分もあると思います。そうすると、ポイントになってくるのは、年間指導計画であり、おそらく4月に各クラブが立てられて提出するけれども、試合が増えるとかいろいろなケースがあるので修正があると思います。その部分を市としてどう管理するかということを検討されてもよいのかなと思います。

**【林委員】** このような関係性の中でずっと部活動をやっているのかなと思うと、ちょっと心配です。部活動の中だけの話だけでなく、学校、教師側と生徒との間の関係性として、生活指導がどうなっているのかなと心配をする部分ではあります。前回の案件があった後、対策が十分にとれていなかったという校長の責任ももちろんあって、今回の処分に至ったと思いますが、次年度に向けて組織としてきちんと対応するというのを、部活動のもちろんマネジメントもそうですけれども、生活指導全般においても、生徒と教師の関係性という部分も非常にいい関係を築くということで、学校を落ち着かせている事例もあると聞いていますので、そういうような知見を学校側に指導・助言をしていただいて、落ち着くようなこともやっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

**【平井委員】** 体罰防止マニュアルがあると思います。教職員にとって、頭ではわかっているけれども、実は体がついていけないという方もいないでもない聞いています。また、体罰によってどのような負の連鎖が起こるのか、それに対して市や国がどう考えているのかといったところまで深く落とし込めていないこともあると思います。せっかくのマニュアルですので、いつどこでどの時期に落とし込ませるのかというようなことなど、一



度、教育振興基本計画の流れも踏まえて具体的に検討してもらってはどうかと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---